

奈良県土地改良事業補助金交付要綱

昭和 55 年 8 月 12 日
最終改正 令和 7 年 9 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 知事は、担い手への農地集積・農地集約化の加速や農業経営の合理化、農業生産力向上及び農業構造の改善を図るため、土地改良事業を行う者に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成 8 年 6 月奈良県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(責務)

第 2 条 補助金の交付を受けようとする者は、この要綱の規定及び補助金の交付の目的に従い、誠実に事業等を行うよう努めなければならない。

(補助の対象となる事業、採択基準及び補助率)

第 3 条 補助の対象となる土地改良事業は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項各号に掲げる事業及びその関連事業等(他の規程等に定めるものを除く。)とし、採択基準及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(事業の受益地)

第 4 条 補助の対象となる土地改良事業は、その主たる受益地を農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に定める農用地区域とするものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助の相手方)

第 5 条 知事は、次に掲げる者が行う土地改良事業に要する経費について補助を行うものとする。

- (1) 土地改良区又は土地改良区連合
- (2) 市町村
- (3) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (4) 農地保有合理化法人
- (5) 土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）第 72 条に規定する共同施行者
- (6) 農地中間管理機構（ただし別表のⅠ－1(2)の事業に限る。）
- (7) その他知事が適当と認める者

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、土地改良事業補助金交付申請書（第 1 号様式）（以下「補助申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書と実施計画を含む経費の配分及び収支予算書（第 2 号様式。V－1（2）の事業にあっては、第 2－1 号様式。）
- (2) 事業施行に関して許可、認可及び同意又は承認を要するものがある場合においては、その許可、認可及び同意又は承認のあったことを証するに足る書類その他知事が必要と認める書類
- (3) 位置図（別表のⅠ－1 及びⅠ－3 の事業に限る。）
- (4) 地区一覧（別表のⅠ－4 の 2 及びⅡ－3 の事業に限る。）（第 3－1 号様式）
- (5) 水稻栽培継続計画（別表のⅠ－1（1）の 2 及びⅠ－4 の 1（2）の事業に限る。）（第 3－2 号様式）

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助の指令等）

第 7 条 知事は、前条第 1 項の規定による補助申請書類を受理した場合において審査の上適当と認めた場合は、補助金の交付を決定しその申請者に対し、補助を指令するものとする。

2 規則第 7 条第 1 項の規定により補助金の交付を申請した者が申請を取り下げできる期日は、補助の指令の通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日とする。

3 事業の着手は、原則として、県からの補助の指令を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助の指令の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（第 17 号様式）をあらかじめ知事に提出するものとする。ただし、交付決定前着手届を提出できる事業は、国の要綱等で交付決定前着手が定められている事業に限るもの（対象事業は別添事業）とし、国において受理された場合のみ着手を認めるものとする。

（指示及び検査）

第 8 条 知事は、補助の指令を受けた者に対し、当該事業を適正に実施させるため必要な報告を求め、検査を行い、又は事業の施行に必要な指示をすることができる。

（事業の中止又は廃止）

第 9 条 補助の指令を受けた者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（第 4 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業変更の承認）

第 10 条 補助の指令を受けた者は、補助申請書の記載事項について次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ土地改良事業変更承認申請書（第 5 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業費の変更
- (2) 工種（事業種類）別の事業量の 30 パーセントを超える増減
- (3) 工種の新設、変更又は廃止
- (4) 別表の採択基準欄に記載されている関連事業の規定等に定めるもの

（補助金の概算払）

第 11 条 知事は、補助を指令した場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付請求書（第 13 号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 第 1 項の規定により補助金の概算払を受けた者は、概算払を受けた日の属する会計年度の末日までに、次に掲げる書類を知事に提出し、検査を受けなければならない。ただし、第 13 条における事業完了の届出をした場合は、この限りではない。

- (1) 出来高届（第 8 号様式）
 - (2) 出来高内訳書（第 8－1、2、3 号様式）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 4 知事は、前項の検査の結果適当と認め、当該年度の補助金の額を確定したときは、当該年度の補助金について精算するものとする。
- 5 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

（状況報告）

第 12 条 補助の指令を受けた者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日において、遂行状況報告書（第 16 号様式）を作成し知事に提出しなければならない。

（事業完了の届出）

第 13 条 補助の指令を受けた者は、補助事業が完了したときは、遅滞なく、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の末日までに事業完了届（第 9 号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の成果及び収支精算書(第 10 号様式)
- (2) 用地買収及び補償明細書（第 11 号様式）
- (3) 財産管理台帳（第 14 号様式）
- (4) 竣工検査報告の写し
- (5) 位置図（別表Ⅰ－1 からⅠ－4 の 1 の事業に限る）
- (6) 地区一覧（別表のⅠ－4 の 2 及びⅡ－3 の事業に限る）（第 3－1 号様式）
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 第 6 条第 2 項ただし書に規定する場合に該当し、補助金の交付の申請をした者は、前項の事業完了届を提出するに当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 6 条第 2 項ただし書に規定する場合に該当し、補助金の交付の申請をした者は、第 1 項の事業完了届を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（第 12 号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（完了検査）

第 14 条 知事は、前条の規定により事業完了届を受理したときは、当該事業についての完了検査を行い、補助の指令の内容及び条件に適合していないときは、これに適合させるよう指示することができる。

（補助金の交付）

第 15 条 知事は、前条第 1 項の規定による検査の結果適当と認め、額を確定したときは、補助の指令を受けた者から提出された補助金交付請求書（第 13 号様式）により補助金を交付するものとする。この場合において、第 11 条第 1 項の規定により概算払をしたときは、当該補助金について精算するものとする。

2 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(書類の保存)

第 16 条 補助の指令を受けた者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了後 5 年間これを保存しなければならない。

(財産の処分、管理等)

第 17 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 規則第 20 条に規定する知事の承認とは、土地改良事業等財産処分承認申請書（様式第 15 号）を知事に提出し承認を受けるものとする。

3 規則第 20 条に規定する知事が別に定める期間とは農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定められている処分の制限を受ける期間に相当する期間とする。

4 規則第 20 条第 2 号及び 3 号により知事が定める財産は、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上のものとする。

5 補助の交付を受けた者は、事業の受益地の全部又は一部が当該事業につき土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）、また当該公告を行わない事業にあつては、当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に行われる受益地の転用については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 38 年法律第 179 号）及び、「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」（昭和 44 年 44 農地 A 第 826 号）により、要綱別表の事業種類欄「区画整理事業」又は「ほ場整備事業」「農地造成事業」「農用地開発事業」「農用地開発事業」については、同一の主体による一連の行為により 10 アール以上の受益地が転用された場合、事業種類欄「農業用排水施設整備」及び、事業名「地域農業水利施設ストックマネジメント事業」のうち「工事の実施に関する業務」に係るについては、同一の主体による一連の行為により受益地の 10 分の 1 以上（その受益地の面積が 100 ヘクタールを超えるときは、受益地の内 10 ヘクタール以上）の転用が行われた場合、知事が特に認めた場合を除き、転用面積の割合に応じて算出した金額を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、平成 9 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行し、平成 10 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 5 月 20 日から施行し、平成 10 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行し、平成 11 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 3 月 1 日から施行し、平成 12 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 3 月 1 日から施行し、平成 13 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 11 日から施行し、平成 17 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 3 日から施行し、平成 18 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 2 日から施行し、平成 19 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 25 日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 4 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱は廃止する。

奈良県基盤整備促進事業補助金交付要綱（平成 24 年 3 月 23 日制定）

3 2 に掲げる通知によって令和元年度までに着手した事業については、なお従前の例により 取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 13 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 31 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 2 月 21 日から施行する。

2 1 に掲げる通知による改正前の要綱に基づいて補助金の交付を申請している地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 17 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 1 に掲げる通知による改正前の要綱に基づいて実施している地区については、なお従前の例による。ただし、令和 7 年度から新たに補助金の交付を受ける地区のうち、別表Ⅰ－1（1）又はⅠ－4 に掲げる事業については、特別型への移行を認めるものとする。

(別添事業)

補助金交付決定前着手の取扱いについて

○補助金交付決定前着手については、公益上真にやむを得ない理由により、補助金交付決定の前に着手する必要がある場合、事業実施主体は、その理由等を具体的に明記した交付決定前着手届を提出する。提出の際には「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について」（近畿農政局 令和2年4月1日付け事務連絡）を参考にすること。

○対象事業名（ただし、別紙「交付決定前着手が公益にやむを得ないと認められる場合に該当する事例」に掲載された事業で可能とする。）

- ・農業競争力強化農地整備事業
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業
- ・水利施設等保全高度化事業
- ・農村地域防災減災事業
- ・中山間地域農業農村総合整備事業
- ・水利施設管理強化事業
- ・農地耕作条件改善事業
- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ・農山漁村地域整備交付金

別表

事業名	採 択 基 準	補 助 率										
(Ⅰ－土地改良事業) Ⅰ－Ⅰ 基盤整備促進事業 (1) 基盤整備促進事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号）に基づき、市町村等が実施する農業生産基盤等の整備であって、以下の基準を満たすものであること 1 一般型 表Ⅰ－(1)に掲げる事業を実施し、次に掲げる要件を全て満たす地域 (ア) 1 地区あたりの事業費の合計が 200 万円以上 (イ) 1 地区あたりの受益者数が農業者 2 人以上 (ウ) 1 地区あたりの受益面積が 5 ヘクタール以上 ※ただし定率助成（9）点検診断においてはこの限りではない。 2 特別型 表Ⅰ－(1)の定率助成（1）から（5）に掲げる事業を実施し、一般型の要件を満たす地域のうち、次のいずれかの要件を満たす水田受益を 5 ヘクタール以上含んでいる地域。 (ア) 水稻の共同育苗推進事業補助金交付要綱（以下、共同育苗要綱）に基づく水稻の共同育苗推進事業経営改善実績書を知事に提出し、事業完了後も引き続き、共同育苗要綱に基づく水稻の共同育苗等に取り組んでいること。 (イ) 担い手の経営等農用地であること。「担い手」、「経営等農用地」の定義は農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号）に定めるところによる。 表Ⅰ－(1) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>事業種類</th><th>事業内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">定率助成</td><td>(1) 農業用排水施設</td><td>農業用排水（営農用水等を含む）施設の新設、廃止又は変更</td></tr> <tr> <td>(2) 暗渠排水</td><td>暗渠の新設又は変更</td></tr> <tr> <td>(3) 土層改良</td><td>客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良</td></tr> </tbody> </table>	区分	事業種類	事業内容	定率助成	(1) 農業用排水施設	農業用排水（営農用水等を含む）施設の新設、廃止又は変更	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良	1 一般型 1) 表Ⅰ－(1)の定率助成(1)～(8)においては、工事費の 100 分の 55 以内 ただし、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域、棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項に規定する指定棚田地域及び急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。）（以下「中山間地域等」という。）において行われるものにあつては、1) の規定にかかわらず、工事費の 100 分の 60 以
区分	事業種類	事業内容										
定率助成	(1) 農業用排水施設	農業用排水（営農用水等を含む）施設の新設、廃止又は変更										
	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更										
	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良										

		(4) 区画整理	農用地の区画形質の変更	内 表Ⅰ－(1)の定率助成(9)点検診断においては中山間地域等にかかわらず、100分の55以内 2) 表Ⅰ－(1)の定額助成 においては、農山漁村地域整備交付金別紙1-1に規定される助成単価 ただし、農業者施工の活用等を含む事業費の2分の1相当 2 特別型 1) 表Ⅰ－(1)の定率助成(1)～(5)においては、工事費の100分の64以内 中山間地域等において行われるものにあつては、工事費の100分の69以内
		(5) 農作業道	農作業道の変更	
		(6) 農用地保全	(1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業	
		(7) 調査・調整	権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査、調整活動	
		(8) 指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施行実績の把握、外括監査等	
		(9) 点検診断	農道橋、トンネルの点検診断及び保全計画の策定	
	定額助成	(1) 田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	畦畔除去、均平作業等による区画拡大	
		(2) 田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大	
		(3) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	畦畔除去、勾配修正等による区画拡大	
		(4) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大	
		(5) 暗渠排水	吸水渠(本暗渠管)の間隔が10m以下の暗渠排水の新設	
		(6) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設	
		(7) 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更	
		(8) 客土	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土	
		(9) 徐礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の徐礫	

(2) 農地耕作 条件改善事業	農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号）に基づき、市町村等が実施する農業生産基盤等の整備であって、以下の基準を満たすものであること (ア) 1 地区あたりの事業費の合計が 200 万円以上 (イ) 1 地区あたりの受益者数が農業者 2 者以上 (ウ) 地域計画を策定していること																											
	表 I - (2) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>事業種類</th><th>事業内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">定 率 助 成</td><td>(1) 農業用排水施設</td><td>農業用排水（営農用水を含む）施設の新設、廃止又は変更</td></tr> <tr> <td>(2) 暗渠排水</td><td>暗渠の新設又は変更</td></tr> <tr> <td>(3) 土層改良</td><td>客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良 排水改良、石礫除去・破碎、均平の用に供する共同利用機器の導入</td></tr> <tr> <td>(4) 区画整理</td><td>農用地の区画形質の変更</td></tr> <tr> <td>(5) 農作業道等</td><td>農作業道・進入路等の新設、変更</td></tr> <tr> <td>(6) 農地造成</td><td>農用地の造成</td></tr> <tr> <td>(7) 農用地保全</td><td>(1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業</td></tr> <tr> <td>(8) 営農環境整備支援</td><td>用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作業被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備</td></tr> <tr> <td>(9) スマート農業導入支援</td><td>先進的営農技術の実装</td></tr> <tr> <td>(10) 小規模園地整備</td><td>果樹園及び茶園への転換や改良のための小規模な園地整備</td></tr> <tr> <td>(11) 粗放的農地利用整備</td><td>用地整備、作業道等の設置、土地改良施設の撤去等</td></tr> </tbody> </table>	区分	事業種類	事業内容	定 率 助 成	(1) 農業用排水施設	農業用排水（営農用水を含む）施設の新設、廃止又は変更	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良 排水改良、石礫除去・破碎、均平の用に供する共同利用機器の導入	(4) 区画整理	農用地の区画形質の変更	(5) 農作業道等	農作業道・進入路等の新設、変更	(6) 農地造成	農用地の造成	(7) 農用地保全	(1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業	(8) 営農環境整備支援	用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作業被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備	(9) スマート農業導入支援	先進的営農技術の実装	(10) 小規模園地整備	果樹園及び茶園への転換や改良のための小規模な園地整備	(11) 粗放的農地利用整備	用地整備、作業道等の設置、土地改良施設の撤去等	1) 表 I - (2) の定率助成においては、工事費の 100 分の 55 以内 ただし、中山間地域等においては工事費の 100 分の 60 以内
区分	事業種類	事業内容																										
定 率 助 成	(1) 農業用排水施設	農業用排水（営農用水を含む）施設の新設、廃止又は変更																										
	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更																										
	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良 排水改良、石礫除去・破碎、均平の用に供する共同利用機器の導入																										
	(4) 区画整理	農用地の区画形質の変更																										
	(5) 農作業道等	農作業道・進入路等の新設、変更																										
	(6) 農地造成	農用地の造成																										
	(7) 農用地保全	(1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業																										
	(8) 営農環境整備支援	用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作業被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備																										
	(9) スマート農業導入支援	先進的営農技術の実装																										
	(10) 小規模園地整備	果樹園及び茶園への転換や改良のための小規模な園地整備																										
	(11) 粗放的農地利用整備	用地整備、作業道等の設置、土地改良施設の撤去等																										

(12) 管理省力化支援	水管理労力省力化、維持管理労力省力化、除草の用に供する共同利用機器の導入
(13) 品質向上	導入作物に応じた支援、情報化施工の活用
(14) 条件改善促進支援	土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修
(15) 高収益作物導入支援	実証展示ほ場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、農業機械リース、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備
(16) 高付加価値農業施設支援	高付加価値農業施設の設置及び関連設備の導入に関する支援
(17) 機械作業体系導入支援	果樹園及び茶園における機械作業体系の導入（機械・施設のリース導入等）
(18) 労働生産性向上技術導入支援	園芸作物における労働生産性向上のための機械・施設のリース導入
(19) 指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
(20) 農地整備・集約推進費	要件を満たした未整備農地の整備に対し、推進費を交付
(21) 高収益作物導入促進費	ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、促進費を交付

		(22) 高収益作物導入推進費	事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、推進費を交付	
	定額助成	(1) 田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	畦畔除去、均平作業等による区画拡大	2) 表 I - (2) の定額助成 においては、農地耕作条件改善事業実施要領に規定される助成単価 ただし、農業者施行の活用等を含む事業費の 2 分の 1 相当
		(2) 田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大	
		(3) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	畦畔除去、勾配修正等による区画拡大	
		(4) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大	
		(5) 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が 10m 以下の暗渠排水の新設	
		(6) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設	
		(7) 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更	
		(8) 土層改良	農用地における土層の改良	
		(9) 更新整備	更新する必要がある用水路等の整備	
		(10) 畑作転換工	農用地の周囲における排水溝の新設、酸性の強い水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整するための酸度調整	
		(11) 条件改善推進費	権利関係（水利権等）・農家意向・農地集積・基盤整備・水利利用高度化の推進等に関する調査・調整、実施計画策定、先進的省力化技術導入、交換分合	
		(12) 高収益作物転	高収益作物転換プラン作成、営	

	<table><tr><td>換推進費</td><td>農定着推進、専門家による技術的な指導・助言</td></tr></table>	換推進費	農定着推進、専門家による技術的な指導・助言	
換推進費	農定着推進、専門家による技術的な指導・助言			
(3) 中山間地域所得向上支援事業	中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1336 号）にある地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備を行うもの	(1) 事業費の 100 分の 55 以内 ただし、中山間地域等において行うものにあつては、事業費の 100 分の 60 以内		
I - 2 総合整備事業				
(1) 集落基盤再編事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）第 2 の 1 の (2) の ① の ア の (エ) に掲げる農村整備のうち農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編型）に基づき、市町村が実施する次の業務 (1) 農業生産基盤及び農村生活環境を総合的に整備するもの (2) (1) の農業生産基盤整備を行うための事業計画の策定	工事費の 100 分の 55 以内		
(2) 中山間地域総合整備事業	中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱（令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 2707 号）第 2 又は「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）第 2 の 1 の (2) の ① の ア の (エ) に掲げる農村整備のうち農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備型）に基づき、市町村が実施する次の業務 (1) 中山間地域における農業生産基盤及び農村生活環境または保全管理等を一体的に整備するもの (2) (1) に必要な実施計画や換地計画のための調査、調整等を行う事業	工事費の 100 分の 60 以内		

事業名	採 択 基 準	補 助 率																				
	種類及び内容 <table> <tr> <th>事業区分</th><th>事業種類</th><th>事業内容</th></tr> <tr> <td rowspan="8">1. 農業生産基盤整備事業</td><td>(1) 農業用排水施設整備事業</td><td>農業用排水施設の新設、廃止又は変更</td></tr> <tr> <td>(2) 農道整備事業</td><td>農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更、並びに農道橋等の保全対策</td></tr> <tr> <td>(3) ほ場整備事業</td><td>農用地等の区画形質変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業</td></tr> <tr> <td>(4) 農用地開発事業</td><td>農用地の造成、農用地以外の土地の畑地への地目変換とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更</td></tr> <tr> <td>(5) 農地防災事業</td><td>農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更</td></tr> <tr> <td>(6) 客土事業</td><td>農用地につき行う客土</td></tr> <tr> <td>(7) 暗渠排水事業</td><td>農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更</td></tr> <tr> <td>(8) 農用地の改良又は保全事業</td><td>(1)～(7)以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業</td></tr> </table>		事業区分	事業種類	事業内容	1. 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更	(2) 農道整備事業	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更、並びに農道橋等の保全対策	(3) ほ場整備事業	農用地等の区画形質変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業	(4) 農用地開発事業	農用地の造成、農用地以外の土地の畑地への地目変換とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更	(5) 農地防災事業	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更	(6) 客土事業	農用地につき行う客土	(7) 暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更	(8) 農用地の改良又は保全事業	(1)～(7)以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業
事業区分	事業種類	事業内容																				
1. 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更																				
	(2) 農道整備事業	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更、並びに農道橋等の保全対策																				
	(3) ほ場整備事業	農用地等の区画形質変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業																				
	(4) 農用地開発事業	農用地の造成、農用地以外の土地の畑地への地目変換とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更																				
	(5) 農地防災事業	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更																				
	(6) 客土事業	農用地につき行う客土																				
	(7) 暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更																				
	(8) 農用地の改良又は保全事業	(1)～(7)以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業																				

事業名	採 択 基 準	補 助 率																					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="344 286 480 423">2. 農村生活環境整備事業</td><td data-bbox="481 286 633 423">(1) 農業集落道整備事業</td><td data-bbox="635 286 1058 613">農業集落周辺における農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬に供する農業集落道の整備及び土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備</td></tr> <tr> <td></td><td data-bbox="481 674 633 853">(2) 営農飲雑用水施設整備事業</td><td data-bbox="635 674 1058 808">家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備</td></tr> <tr> <td></td><td data-bbox="481 913 633 1093">(3) 農業集落排水施設整備事業</td><td data-bbox="635 913 1058 1048">農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設の整備</td></tr> <tr> <td></td><td data-bbox="481 1153 633 1288">(4) 農業集落防災安全施設整備事業</td><td data-bbox="635 1153 1058 1332">農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、水路防護施設、防火水槽等の整備</td></tr> <tr> <td></td><td data-bbox="481 1393 633 1482">(5) 用地整備事業</td><td data-bbox="635 1393 1058 1572">ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設・農業近代化施設、公用・公共施設の用地の整備</td></tr> <tr> <td></td><td data-bbox="481 1632 633 1722">(6) 活性化施設整備事業</td><td data-bbox="635 1632 1058 1812">農業生産活動等の拠点として利用されることにより農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備</td></tr> <tr> <td></td><td data-bbox="481 1872 633 2007">(7) 地域農業活動拠点施設整備事業</td><td data-bbox="635 1872 1058 2007">農業生産活動、農業生産基盤の維持管理等の拠点として利用される施設の整備</td></tr> </table>	2. 農村生活環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬に供する農業集落道の整備及び土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備		(2) 営農飲雑用水施設整備事業	家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備		(3) 農業集落排水施設整備事業	農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設の整備		(4) 農業集落防災安全施設整備事業	農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、水路防護施設、防火水槽等の整備		(5) 用地整備事業	ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設・農業近代化施設、公用・公共施設の用地の整備		(6) 活性化施設整備事業	農業生産活動等の拠点として利用されることにより農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備		(7) 地域農業活動拠点施設整備事業	農業生産活動、農業生産基盤の維持管理等の拠点として利用される施設の整備	
2. 農村生活環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬に供する農業集落道の整備及び土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備																					
	(2) 営農飲雑用水施設整備事業	家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備																					
	(3) 農業集落排水施設整備事業	農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設の整備																					
	(4) 農業集落防災安全施設整備事業	農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、水路防護施設、防火水槽等の整備																					
	(5) 用地整備事業	ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設・農業近代化施設、公用・公共施設の用地の整備																					
	(6) 活性化施設整備事業	農業生産活動等の拠点として利用されることにより農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備																					
	(7) 地域農業活動拠点施設整備事業	農業生産活動、農業生産基盤の維持管理等の拠点として利用される施設の整備																					

		(8) 集落環境管理施設整備事業 (9) 交流施設基盤整備事業 (10) 情報基盤施設整備事業 (11) 市民農園等整備事業 (12) 生態系保全施設等整備事業	農業集落における環境を保全管理するための農山廃棄物等の処理、再利用等の施設及びこれに附帯する施設の整備 農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等の整備及びこれに附帯する施設の整備 土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備 ほ場の整備その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするもの ① 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ② 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ③ ①又は②に附帯する都市との交流のために必要な施設の整備 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設の整備及びその周辺環境の美化を図るための修景施設	
--	--	---	---	--

		(13) 地域資源利活用施設 整備事業 (14) 施設補強整備事業 (15) 施設環境整備事業 (16) 歴史的 土地改良施設 保全整備事業 (17) 施設集約整備事業 (18) 交換分合事業 (19) 集落土地 基盤整備事業	農村地域における地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設整備 農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設の安全性確保のために必要な補強 農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修 歴史的土地区画調整施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備 集落基盤再編計画に基づく、農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業農村施設の撤去、これに附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道等の撤去及び撤去跡地の整備 農用地等の交換分合 ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業	
--	--	--	--	--

3. 保全管理等事業	(1) 高付加価値農業基盤整備事業	高付加価値農業の営農に必要な用水及び排水対策等
	(2) 附帯事業	本事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転
	(3) 用地整備事業	耕作放棄地等に係る土地を農業近代化施設、公用・公共用施設の用地、森林等として利活用するために必要な用地の整備
	(4) 市民農園等整備事業	① 耕作放棄地等をア又はイに掲げる農用地として利活用するために行うほ場整備その他農用地の改良若しくは保全のために必要な施設の整備 ア 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園の用に供する農用地 イ 集落農園の用に供する農用地 ② ①に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備
	(5) 生態系保全施設整備事業	耕作放棄地等に係る土地における自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設及びこれに附帯する施設の整備
	(6) 遊水池整備事業	耕作放棄地等に係る土地を周辺の優良農地又は土地改良施設等を保全する空間として利活用するために必要な周辺地域からの流水を一時的に貯留する施設

			及びこれに附帯する施設の整備	
		(7) 土地改良施設の撤去及び跡地整備	保全管理区域において営農上不要になった土地改良施設の撤去及び跡地の整地等の整備	
		(8) 交換分合事業	農用地等の交換分合	
	4 農業生産基盤整備附帯事業	埋蔵文化財調査事業	事業区域で行う埋蔵文化財の調査	

事業名	採 択 基 準	補 助 率
I－3 県単独 基盤整備促進 事業 (1) 農業用排水 水路整備事業	受益面積がおおむね2ヘクタール以上の用排水路の新設又は改良であって、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の100分の30 以内
(2) 頭首工整備 事業	受益面積がおおむね2ヘクタール以上の頭首工の新設又は改良であって、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の100分の30 以内
(3) 機械揚水整 備事業	受益面積がおおむね2ヘクタール以上の固定された機械揚水施設の新設又は改良であって、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の100分の30 以内
(4) 畑地かんが い整備事業	受益面積がおおむね2ヘクタール以上の畑地かんがい事業であって、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の100分の30 以内
(5) 安全施設整 備事業	農業用のため池、用排水路、頭首工、揚水機場等及びこれらに付帯する施設への転落防止上必要なフェンス等の安全施設の設置事業であって、一連の事業費が50万円以上のもの	工事費の100分の30 以内
(6) ほ場整備事 業	農用地につき行う区画整備事業及びこれに付帯して行うかんがい排水事業であって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の100分の30 以内
(7) 暗渠排水事 業	受益面積がおおむね2ヘクタール以上の暗渠排水事業であって、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の100分の30 以内

(8) 客土事業	受益面積がおおむね2ヘクタール以上の客土事業であって、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の100分の30以内
(9) ため池整備事業	(1) 受益面積がおおむね2ヘクタール以上のため池整備事業であって、一連の事業費が100万円以上のもの (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条に定める農用地区域外の農地を受益地とするものにあつては、人命に対する直接の被害を防止する為に行われるため池の改修又は補強の事業であって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の100分の30以内
(10) 農道整備事業	(1) 農道の改良であって受益面積がおおむね2ヘクタール以上、かつ、全幅員がおおむね2メートル以上であり一連の事業費が100万円以上であるもの (2) 農道橋の改良であって、永久的構造にそなえた幅員がおおむね2メートル以上のものであり、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタールであり一連の事業費が100万円以上であるもの (3) 農業用軌道の設置であって延長がおおむね100メートル以上であり、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上であり一連の事業費が50万円以上のもの (4) 下記に掲げる軽微な改良であって一連の事業費が50万円以上のもの ・農道の維持補修 ・安全施設、安全標識及び待避場の設置 ・橋梁塗装等 (5) 農道橋、トンネルの点検診断及び保全計画の策定	工事費の100分の30以内
(11) 地すべり防止事業	受益面積がおおむね1ヘクタール以上の地すべり防止事業であつて、排水設備に要する経費を除いた一連の事業費が50万円以上のもの	排水設備に要する経費を除いた工事費の100分の30以内

事業名	採 択 基 準	補 助 率
I－4 農業水利施設 整備・診断事業	1 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）又は農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）に基づく農業用排水路等の整備であって、以下の基準を満たすものであること （１） 一般型 （ア）1 地区あたりの事業費の合計が 200 万以上 （イ）1 地区あたりの受益者数が農業者 2 者以上 （２） 特別型 一般型の要件を満たす地域のうち、別表 I－1（１）の 2（ア）又は（イ）の要件を満たす水田受益を 5ヘクタール以上含んでいる地域。 2 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号）又は農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）の実施に関する次の業務 （１） 農業水利施設の機能診断調査及び機能保全計画策定 （２） （１）に掲げる業務遂行のため必要な調査・検討業務等 3 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）に基づく施設情報整備・共有化対策	1 （１） 一般型 事業費の 100 分の 55 以内 ただし、中山間地域等において行うものにあつては、事業費の 100 分の 60 以内 （２） 特別型 工事費の 100 分の 64 以内 ただし、中山間地域等において行われるものにあつては、工事費の 100 分の 69 以内 2に掲げる業務に要する経費の 100 分の 100 以内 3に掲げる業務に要する経費の 100 分の 50 以内

事業名	採 択 基 準	補 助 率
1－5 調査計画	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号）及び、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号）、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号）に基づき、市町村等が実施する次のもの （1） 実施計画策定 （2） 経営体育成促進換地等調整	事業費の 100 分の 55 以内 ただし、中山間地域等において行うものにあつては、事業費の 100 分の 60 以内

事業名	採 択 基 準	補 助 率
(Ⅱ－防災対策事業) Ⅱ－１ため池等整備事業	農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号）及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）に基づく以下のもの (1) 築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含み、防災重点農業用ため池に限る。）、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修であって、その総事業費がおおむね 200 万円以上のもの (2) ため池のしゅんせつ工事は、ため池の堤体に係る工事と併せて行うものであって、次のいずれかに該当するものとする。 ア 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、次のいずれかの要因に該当するもの (ア) 貯水量がおおむね 30 万立方メートル以上のものであって、貯水量に対する堆砂率がおおむね 10 パーセント以上のもの (イ) 貯水量がおおむね 10 万立方メートル以上 30 万立方メートル未満、堤高がおおむね 10 メートル以上のものであって、かつ、堆砂量がおおむね 3 万立方メートル以上のもの イ 池敷内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね 1,000 平方メートル以上のもの (3) ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るために安全施設の整備を行うもので、その総事業費が 200 万円以上のもの	(1) 工事費の 100 分の 60 以内 ただし、中山間地域等又は農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号）に基づき実施するもので防災工事等基本指針（令和 2 年 9 月 30 日農林水産省告示第 1845 号）第 3 の 2 (1) に該当するため池（以下、「特認ため池」という。）において行われるものにあつては、工事費の 100 分の 65 以内 (2) 工事費の 100 分の 60 以内 ただし、中山間地域等又は特認ため池において行われるものにあつては、工事費の 100 分の 65 以内 (3) 安全施設は 100 分の 55 以内 ただし、中山間地域等において行われるものにあつては、工事費の 100 分の 60 以内

- (4) 防災重点農業用ため池の廃止を行うものであって想定被害額（農外）が 500 万円以上のもの

- (4) 定額
限度額は表Ⅱ-1 のとおり

表Ⅱ-1

堤高	①基本	②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合		
		下流水路の整備延長		
			20m 以上 500m 未満	500m 以上
5m 未満	1,000 万円	3,000 万円	6,000 万円	8,000 万円
5m 以上 10m 未満	2,000 万円	4,000 万円	7,000 万円	9,000 万円
10m 以上	3,000 万円	6,000 万円	9,000 万円	11,000 万円

- (5) 災害を未然に防止するために必要な水位計等の観測機器の設置等、ため池の防災機能を確保するために必要な施設の軽微な補修等の緊急対策やため池の監視・管理体制の強化に資する活動を行うもの

- (5) 定額

- (6) 水利施設管理強化事業実施要綱令和 3 年 3 月 29 日付け 2 農振第 3534 号) の実施に関する次の業務。
下流への被害の軽減を図るため、ため池の状況を速やかに把握する監視カメラ等の ICT 機器の管理および水位低下等を行うもの

- (6) 事業費の 100 分の 50 以内

事業名	採 択 基 準	補 助 率
Ⅱ－２農業用 河川工作物応 急対策事業	農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号）及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）に基づく以下の業務 （１） 国の直轄管理区間及び知事の管理区間の河川で、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている、頭首工、水門、樋門、橋梁等農業用河川工作物及びこれらと一体である護岸、擁壁等の附帯施設を対象とする整備補強、撤去又は撤去に伴う整備。 （２） 実施計画策定	（１） （総事業費 5,000 万円未満） 工事費の 100 分の 82 以内 ただし中山間地域等においては工事費の 100 分の 87 以内 （総事業費 5,000 万円以上 1 億未満） 工事費の 100 分の 92 以内 ただし、中山間地域等においては工事費の 100 分の 97 以内 （２） 定額
Ⅱ－３調査計 画	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号）、農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）に基づき、市町村等が実施するもの （１） 実施計画の策定 （２） 耐震、劣化、豪雨調査 （３） 土地改良施設の点検調査及びハザードマップの作成 （４） その他事業推進に必要な調査・検討業務	（１）～（４）に要する経費の定額

事業名	採 択 基 準	補 助 率
(Ⅲ－農村整備事業) Ⅲ－１ 農業集落排水事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）及び農村整備事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2736 号）に基づく次の事業 (1) 整備 農業集落排水施設等の整備又は改築 (2) (1) を実施するための調査及び計画の策定 (3) 最適整備構想の策定 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画の策定	(1) 工事費の100分の 55 以内 (2) 工事費の100分の 55 以内 (3) 定額 ただし、機能診断に係る交付額は、1 処理区当たり 200 万円、最適整備構想の策定に係る交付額は、1 構想当たり次の式により算出された額（当該額が 800 万円を超えるときにあっては 800 万円）をそれぞれとする。 $\text{交付限度額} = \text{処理区数} \times 100 \text{ 万円} + 200 \text{ 万円}$
Ⅲ－２ 地域用水環境整備事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）に基づき、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進等に資する施設の整備を地域用水事業計画に基づき総合的に行う以下の基準を満たすもの (1) 整備 ア 事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係るほかの地域計画等から、事業を実施することが適当を認められること イ 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること ウ 総事業費が 5 千万以上であること	工事費の100分の 55 以内

事業名	採 択 基 準	補 助 率
Ⅲ－３ 農村資源エネルギー支援事業	（１）水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号）に基づく以下の内容 高効率設備の導入や既存施設の統廃合等による省エネルギー化、小水力等の再生可能エネルギー利用のための整備 （２）水利施設管理強化事業実施要綱（令和 3 年 3 月 29 日付け 2 農振第 3534 号）及び基幹水利事業実施要綱（平成 8 年 7 月 31 日付け 8 構改 A 第 595 号）の実施に関する次の業務 国営造成施設及び国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等を対象として農業水利施設の省エネルギー化を図るもの	（１）事業費の100分の55以内 ただし、中山間地域等において行うものにあつては、事業費の100分の60以内 （２）定額

事業名	採 択 基 準	補 助 率
(Ⅳ－その他 土地改良事業) Ⅳ－ 1 水利施設管理 強化事業	水利施設管理強化事業実施要綱（令和 3 年 3 月 29 日付け 2 農振第 3534 号）により、水利施設管理強化計画に基づき土地改良区等が管理する国営及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設の管理を行うもの	事業費の 100 分の 50 以内
Ⅳ－ 2 棚田地域振興 緊急対策事業	棚田地域振興緊急対策交付金実施要綱（令和 2 年 1 月 30 日付け元農振第 2710 号）の実施に関する次の業務 （１）棚田地域振興法 8 条に規定する指定棚田地域振興協議会の組織、活動計画の策定 （２）活動計画に基づく取組の実施に必要な事業	（１）定額助成 ただし、1 地区あたり 250 万円以内 （２）定額（55%相当） 1 地区あたり 200 万円以内 又は 10 アールあたり 5 万円の うちいずれか小さい方
Ⅳ－ 3 土地改良施設 突発事故復旧 事業	土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号）の突発事故の発生した土地改良施設の復旧及び当該復旧に必要な工事であって、総事業費 200 万円以上のもの	工事費の 100 分の 55 以内 ただし、中山間地域等において行われるものにあつては、工事費の 100 分の 60 以内

事業名	採 択 基 準	補 助 率
(V－土地利用調整事業) V－1 農業経営高度化支援事業	農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2065 号)、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2308 号)、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号)に基づき実施される農業経営高度化支援事業及び水利施設等保全高度化事業に関する次の業務 (1) 高度土地利用調整事業のうち、調査・調整事業 ・関係農家の意向調査活動 ・土地利用調整活動 ・関係機関との調整等、高度経営体の育成及び高度経営体への農地の利用集積に係る調査・調整活動 (2) 中心(高度)経営体集積促進事業 ・中心(高度)経営体への農地の利用集積に向けた促進支援 ・農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進	(1) 業務に要する経費の 100 分の 75 以内 (2) 中山間地域等において行うものにあつては(1)の規定にかかわらず、業務に要する経費の 100 分の 77.5 以内 (3) 事業主体が土地改良区の場合は(1)の規定にかかわらず、業務に要する経費の 100 分の 100 以内 ただし、事業主体が市町村の場合であつて農地中間管理機構関連農地整備事業により行うものは、業務に要する経費の 100 分の 87.5 以内